

大船渡市農業委員会農業委員候補者評価要領

令和 5 年 6 月 21 日決裁

(趣旨)

第 1 この要領は、大船渡市農業委員会農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、農業者、農業者が組織する団体その他関係者（以下「農業者等」という）から推薦又は応募した大船渡市農業委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(評価基準)

第 2 委員候補者の評価に当たっては、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者であること。
- (2) 農業委員の定数 10 人の過半（6 人以上）を認定農業者等及び認定農業者等に準ずる者とする事。
- (3) 農業者以外の者で、農業委員会の業務に関して利害関係を有しない者を 1 人以上確保すること。
- (4) 女性や青年を積極的に登用すること。

(評価手順等)

第 3 委員候補者の評価は、次に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する資格を満たすことを確認した委員候補者について、評価委員会で評価を行うものとする。
- (2) 評価委員会は、提出書類に記載された項目及び「推薦する理由」又は、「応募する理由」の記述内容を、別表に掲げる「農業委員候補者評価表（以下「評価表」という。）」により評価をするものとする。
- (3) 評価委員会は、委員候補者ごとに評価表の評価点数を合計し、必要に応じて、市の農業振興への貢献度合い等に関する評価を併せて、評価委員会の意見とする。
- (4) 評価委員会は前項の場合において、委員候補者の評価点数の合計が同じで意見を述べ難い場合については、委員長が指名する 2 人以上の評価委員会委員が面接を行い、その結果を評価委員会の意見とする。
- (5) 前項に定める他、評価委員会は、必要に応じて委員候補者への面接を行うことができる。

別表

	評価項目	対象	評価ポイント	評価点
1	【農業識見】 農業への知識及び 知見があるか。	全員	経歴等により専門的知識、農業関係職・農業行政経験を評価する。	特に優れている (4点) やや優れている (3点) 標準 (2点) やや劣る (1点) 劣る (0点)
2	【熱意】 農業振興に対する 熱意があるか。	全員	農業振興・農地利用集積等への熱意や意欲、目標が明確かを評価する。	特に優れている (4点) やや優れている (3点) 標準 (2点) やや劣る (1点) 劣る (0点)
3	【行動力と信頼性】 農業委員業務を適切に行えるか。	全員	職業等により利用集積等の業務を支障なく遂行できるかを評価する。	特に優れている (4点) やや優れている (3点) 標準 (2点) やや劣る (1点) 劣る (0点)
4	【活躍期待度】 地域との関わりや 農業振興への期待。	全員	経歴等から地域との関わり、または、将来的な農業振興への期待度を評価する。	特に優れている (4点) やや優れている (3点) 標準 (2点) やや劣る (1点) 劣る (0点)
5	【法要件】 認定農業者である か等の要件	該当 者加 点	法的要件事項 ・認定農業者等及び認定 農業者等に準ずる者 ・中立である者 配慮要件で特に国から 要請されている事項 ・青年・女性である者	認定農業者等及び認定農 業者等に準ずる者 青年 (50歳未満) 女性 中立的な者 加点4点 (女性+認定+若年、女 性+中立者でも1人4 点。)